

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市条例第4号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「自宅で待機する場合」を「自宅待機をする場合（次項において「自宅待機」という。）」に改め、同項第2号中「救急医療」の次に「病院に勤務する医師又は」を、「外来」の次に「又は手術室」を加え、「又は手術室に勤務する職員」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、午後5時15分から翌日の午前8時30分まで及び午前8時30分から午後5時15分までの時間帯ごとに、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、自宅待機の時間が当該時間帯の2分の1以下であるときは、当該各号に定める額の2分の1の額とする。

(1) 医師 4,000円

(2) その他の職員 3,050円

第14条に次の1項を加える。

3 前項第1号の規定を適用する場合において、当該職員が同一月内に従事した同号アに該当する勤務の回数に2を乗じて得た数と同号イに該当する勤務の回数の数の合計が9を超えた場合は、当該超えた数に2,000円を乗じて得た額を当該月分として支給する前項第1号の規定による手当の額に加算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の規定は、施行日以後に開始する自宅待機について適用し、施行日前に開始する自宅待機については、なお従前の例による。

3 改正後の第14条の規定は、施行日以後に開始する看護等の業務について適用し、施行日前に開始する看護等の業務については、なお従前の例による。